

請願第 37 号

令和 7 年 9 月 26 日受理

福祉医療委員会付託

「コロナワクチン接種に注意が必要な人に関する周知を求める」
について

請 願 者



紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 令和 5 年 11 月、春日井市内でワクチン接種後健康被害を受けた女性が、CBC 大石アナウンサーの取材を受け、「チャント!!」という番組内でご自分の接種の状況と共に受けた健康被害を訴えました。女性は一度目の接種の際、39 度の熱が出て一週間寝込み、2 回目接種前に接種の不安をかかりつけ医師に訴えるも「熱は出るけど大丈夫。熱が出た方がワクチンの効果がある。」と言われ接種、接種後、発熱、右手が動かなくなり、箸が持てない、字が書けないという状態が続き、3 回目の接種前にも医師より「打たないなら病院に来てもらっては困る」と強く勧められ接種、2 週間発熱、熱が下がった後は動けなくなってしまったとの事。現在女性は線維筋痛症の診断を受け、自宅内で歩行器を使いやっと歩行ができる状態、外出は車いす必須で、字が書けず、箸も使えない状態が続いているとの事。

番組では厚生労働省のホームページ「接種に注意が必要な人」について取り上げ、女性はそのホームページにある「過去に予防接種を受けて、接種後二日以内に発熱や全身性の発疹があったひと」に該当するのではないか、医師や医療機関にこういった情報が共有されていないのではないかと解説されていました。

製薬会社のワクチンの添付文書にも予防接種に注意が必要な人が記載されています。過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性の免疫不全の方がいる方、心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方も、接種に注意が必要とされていますが、「発熱した方がワクチンは効いている」と主張した専門家や、「基礎疾患のある方から接種を進めていく」などといった自治体もあったため、添付文書とは全く違った情報が県民に伝わっていると思われます。

春日井市内に住む女性のような被害を増やさないためにも、製薬会社添付文書の「接種に注意が必要な人」について市民や医師、医療機関に広く周知してください。

ついては、下記事項について請願します。

記

- 1 予防接種を受けるにあたり、「接種に注意が必要な人」について広報やホームページ、接種券にわかりやすく案内、周知するよう愛知県内の市町村に依頼する事。
- 2 予防接種を受けるにあたり、「接種に注意が必要な人」について愛知県内の医師会や病院、医師や県民に広く周知する事。

「予防接種健康被害救済制度と副反応疑い報告制度との突合調査、案内を求める」について

請願者



紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 愛知県内では近年、新型コロナウイルスワクチン接種後、日常生活が送れなくなったと考えられる事例が多数発生しております。こういった患者に向けて国は「予防接種健康被害救済制度（以下救済制度とする）」を施行、また別の制度で「副反応疑い報告」というものがあり、ワクチン接種後に生じた特定の症状やワクチン接種との関連を否定できない重篤な症状等の報告を医療機関に義務付け、データを収集、公表し、厚生労働省はこちらの副反応疑い報告をもとに、検討部会を開き、ワクチン接種の是非を決定しています。

春日井市で開示された救済制度の申請者と副反応疑い報告を突合すると、救済制度まで申請するほど酷い副反応があったにもかかわらず副反応疑い報告がされていないケース、反対に副反応疑い報告で死亡と報告されているにもかかわらず救済制度の申請がないケースが見受けられます。

被害が正しく報告されるため、救済制度申請者に、副反応疑い報告制度がある事を伝え、自分でも被害を報告できる事を案内すべきではないでしょうか。

また救済制度に関して周知が広く行われていないため知らない人が多いと思われれます。せめて副反応疑い報告で「重い」と報告された方に関しては救済制度があることを個別に案内すべきではないでしょうか。

ワクチン接種の有無を決める大切な副反応疑い報告が正しく行われるよう、また救済制度を必要な人が制度の存在を知らなかったという事がないようしっかり周知してください。

別紙（別紙省略）のように厚生労働省でも初の調査が行われ、副反応疑い報告と救済制度との突合調査を行い、救済制度申請者の中で副反応疑い報告がされていないケースが多々あると認めています。県でも調査をすべきです。

ついては、下記事項について請願します。

記

- 1 救済制度と副反応疑い報告とで突合し、二つの制度で取りこぼしがないか調査するよう、各市町村に依頼する事。
- 2 救済制度申請者に副反応疑い報告制度があることを各市町村に案内するように依頼する事。
- 3 副反応疑い報告された人に、救済制度がある事を案内するよう各市町村に依頼する事。
- 4 県としても救済制度と副反応疑い報告とで突合調査を行う事。

請願第 39 号

令和 7 年 9 月 26 日受理

福祉医療委員会付託

「各市町村、愛知県内の病院に正しく新型コロナワクチン副反応
疑い報告が行われるよう周知依頼を求める」について

請 願 者



紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 新型コロナワクチンの副反応を国に報告する制度として、副反応疑い報告制度がありますが、令和 5 年 10 月 24 日の武見厚生労働大臣記者会見(令和 5 年 10 月当時)にて心筋炎、心膜炎の正しい副反応疑い報告がなされていない事例が報告されました。同年 12 月 1 日の同大臣の記者会見では同ケースについて必要な報告が行われるように全国の自治体に依頼したとの事でした。また令和 7 年 9 月 5 日の福岡厚生労働大臣の記者会見でも、同様のケースについて質問を受ける形で、各自治体に正しく副反応疑い報告がなされるように周知していくと大臣が答えています。

なお副反応疑い報告をもとに、副反応検討部会が厚生労働省で行われ、ワクチン接種が妥当かどうか判断されるとの事。そのもとになる副反応疑い報告が正しくされることが重要になってくると思われます。

私が春日井市に行った公文書開示請求で、開示された予防接種健康被害救済制度申請者一覧表と、副反応疑い報告書とで突合した結果、予防接種健康被害救済制度で申請されていたアナフィラキシーや心筋炎の事例を副反応疑い報告で報告されていない事例が 2 件あった事があきらかになりました。こちらは予防接種法違反になる可能性があります。

こちらのケース、私の方からの指摘後、春日井市より病院に副反応疑い報告をするよう、依頼したとお聞きしておりますが、他の市町村も同じ事例があるのではないかと思います。正しい報告がなされるように愛知県を経由し、各市町村の病院に依頼、周知してください。

またこちらの制度は「疑い」があれば報告をする制度です。春日井市ではワクチン接種後当日死亡の事例が 3 件、翌日死亡が 7 件、3 日以内の死亡まで範囲を広げると 33 人もの方が亡くなっています(別紙省略)。

こちらの方々、ほとんどが報告なされていません。ワクチンを接種し 3 日以内の方の死亡のほとんど報告されていないのを見るに、制度として機能していないのではないかと疑われます。春日井市の事例は他の市町村でも同じことがあると考えられます。正しい報告がなされるよう、愛知県として改善意識を持っていただきたいです。

愛知県内の病院では副反応疑いの報告制度がある事すら知らない病院も多数存在します。正しい報告がなされているか、副反応疑い制度とはどんなものか、どうやって報告するのか、県としてリーダーシップをとって、病院に周知徹底すべきではないでしょうか。

については、下記事項について請願します。

記

- 1 各市町村を経由し、愛知県内の病院に、コロナワクチンでの副反応が起きた場合、報告をする必要がある事、正しい報告がなされない場合、予防接種法違反になる可能性がある事、具体的な報告の方法等、制度を周知、依頼する事。
- 2 愛知県内の病院に、死亡者のワクチン接種の日をちを確認し、7 日以内の死亡の場合、ワクチンが疑われるケースであれば正しく副反応疑い報告をするように愛知県として、各市町村を通じて各病院に依頼する事。

「コロナワクチン接種後家族を亡くした遺族に必要な情報が伝わるよう処遇改善を求める」について。

請願者

紹介議員 下奥奈歩、末永けい

(要旨) 私の妻は令和 3 年 7 月 15 日にコロナワクチンを接種し、4 日後の 7 月 19 日に左脳皮質下出血で意識がなくなり、そのまま意識が戻らず 5 日後の令和 3 年 7 月 24 日に亡くなりました。

それまで病気一つしなかった元気な妻で、急死した原因は私にはワクチンしか考えられませんでしたが、搬送された病院ではワクチンとの因果関係は分からないと言われました。

私自身がワクチンの被害を報告する副反応疑い報告という制度や予防接種健康被害救済制度(以下救済制度)があると知ったのは亡くなってからかなり後でした。

副反応疑い報告制度は知り合いから聞いて、死亡診断した病院にお願いし、しつこく報告してくれました。私の方からお願いしなければ報告はされなかったのではないかと思います。

また救済制度に関して知ったのは妻が亡くなってから 1 年 5 か月後、またその時初めて自分で申請できる事も支援者から聞きました。その為妻が亡くなってから 2 年 8 か月後、ようやく救済制度の申請をする事ができ、接種から 3 年 5 か月後の令和 6 年 12 月 20 日に「予防接種法第 15 条 1 項の規定に基づき、当該死亡が予防接種を受けたことによるものであると認定する」という決定を受けました。

妻が亡くなった病院や手続きした自治体でこういった制度がある事を教えて頂ければもっと迅速に手続きできたのではないかと思います。私は支援者からこういった制度がある事を教えていただき、遅くなりながらも申請し、認定されましたが、制度の存在すら知らず、申請できていない遺族も多々存在します。

また家族がワクチンと死亡との因果関係を疑っているのに、病院関係者等に「ワクチンと死亡は関係ない」と言われるとあきらめてしまう家族も沢山います。

申請には因果関係の証明は必要ないにもかかわらず、私自身医師に「解剖してもワクチンとの因果関係は証明できない」と言われ申請できないのではないかと感じていました。医師の発言は大変重要です。医師にはその重要度も分かって頂きたい。

接種後、間もなく家族を亡くし、遺族が、ワクチンが原因ではないかと疑っているケースに関して病院がきちんとこういった制度がある事を家族に案内すべきですし、ましてや医療関係者が遺族の申請にストップをかけるような事はやめていただきたい。

制度を知っていれば、救済制度を申請したいと思っていたのに申請できなかったケースがどれくらいあるのか、市町村や県が把握、調査すべきではないでしょうか。合わせて副反応疑い報告や、救済制度をワクチン接種するすべての人にしっかり伝わるよう、周知を徹底してください。

ワクチン接種で家族を突然亡くした遺族に、必要な情報が届くよう、愛知県として誠実な対応を望みます。

ついては、下記事項についてお願いします。

記

- 1 ワクチン接種後まもなく死亡した遺族に救済制度や副反応疑い報告の制度がある事を案内するよう、愛知県内の病院に依頼する事。また市町村窓口で必要な手続きを案内できるように愛知県内の市町村に依頼、通達を出す事。
- 2 ワクチン接種後、間もなく家族を亡くした遺族が、必要な手続きができていないか、各市町村に調査をするよう依頼する事。
- 3 ワクチン被害者の為の制度、副反応疑い報告や救済制度の周知を徹底するため、今まで以上に広く、ホームページや広報等に目立つ形で周知案内をすること。